

みなし小売電気事業者部門別収支計算規則事業者設定基準届出書

関エ環発第2号  
2024年7月16日

経済産業大臣 齋藤 健 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社

取締役代表執行役社長 森 望

みなし小売電気事業者部門別収支計算規則第2条第2項の規定に基づき、別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

1. 別表第1（事業者に係る部門別収支配分基準） 3.（2）に規定する基準

3. 2. により各欄に整理された額を、次の方法により、各部門の欄に整理すること。

（2）次に掲げるものを、それぞれ、次の比率により、特定需要部門及び一般需要部門の欄に配分することにより整理すること。

営業収益

電気事業営業収益

電気事業雑収益 料金収入比

営業費用

電気事業営業費用

事業税 料金収入比

2. 設定した基準

別表第1 3.（2）に規定する電気事業雑収益及び事業税の整理については、別表第1 3.（2）の基準によらず、次の基準により整理する。

| 対象となる収益及び費用 |                                           | 配分基準              |
|-------------|-------------------------------------------|-------------------|
| 電気事業<br>雑収益 | 再エネ特措法交付金における事業税相当額に係るもの                  | 特定需要・一般需要外部部門へ直課  |
|             | 電気・ガス価格激変緩和対策事業及び電気利用効率化促進対策事業の収入補填に係る補助金 | 特定需要部門及び一般需要部門へ直課 |
|             | その他                                       | 料金収入比             |
| 事業税         | 再エネ特措法交付金相当額に係るもの                         | 特定需要・一般需要外部部門へ直課  |
|             | その他                                       | 料金収入比             |

### 3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

再エネ特措法交付金おける事業税相当額の収益及びこれに対応する事業税については、特定需要部門及び一般需要部門の収支と関連しないため、より適切な整理を行うため、上記の基準を設定した。

電気・ガス価格激変緩和対策事業及び電気利用効率化促進対策事業の収入補填に係る補助金については、特定需要部門及び一般需要部門への補助額が特定できることから、上記の基準を設定した。

1. 別表第1（事業者に係る部門別収支配分基準）4. に規定する基準

4. 2. により整理された接続供給託送料に係る額から、3. により整理された接続供給託送料を控除した額のうち、特定需要に係るものを特定需要部門の欄に、非特定需要に係るものを一般需要部門の欄に整理すること。

2. 設定した基準

別表第1 2. により整理された接続供給託送料に係る額から、3. により整理された接続供給託送料を控除した額のうち、下表に定める費用については、下表に設定した割合により特定需要部門及び一般需要部門の欄に配分する。

| 対象となる費用                                | 設定した割合                                                                                                      |
|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小売電気事業等を行うために当該事業者が使用する電気に係る託送供給に要する費用 | 別表第1 5. までの規定により特定需要部門及び一般需要部門に整理された電気事業費用（接続供給託送料を除く。）の合計額のうち、特定需要部門及び一般需要部門ごとの電気事業費用（接続供給託送料を除く。）の額の占める割合 |
| 近接性評価割引に係る費用                           | 発受電等量比                                                                                                      |

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

2. に掲げるものについては、特定需要および非特定需要に係るものを特定することが困難であることから、より適切な整理を行うため、上記の基準を設定した。

1. 別表第1（事業者に係る部門別収支配分基準） 5.（1）①に規定する基準

5. 2. により各欄に整理された額のうち、3. 及び4. に掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。

（1）電気事業財務費用の整理

①電気事業財務費用を、次の方法により、水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電等費、一般管理費、休止設備費、貸付設備費及び営業外費用に配分することにより整理すること。

1）発生の主な原因を勘案して、水力発電設備、火力発電設備（汽力発電設備及び内燃力発電設備をいう。以下同じ。）、原子力発電設備、新エネルギー等発電等設備、業務設備、休止設備、貸付設備及び事業外固定資産の固定資産帳簿価額（リース資産及び資産除去債務相当資産を除く。以下同じ。）を算定し、これらを合計した額（以下「固定資産合計額」という。）を算定すること。

2）電気事業財務費用に、次の割合を乗じて得た額を、それぞれ次の費用に配分することにより整理すること。

水力発電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額 水力発電費  
火力発電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額 火力発電費  
原子力発電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額 原子力発電費  
新エネルギー等発電等設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額 新エネルギー等発電等費  
業務設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額 一般管理費  
休止設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額 休止設備費  
貸付設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額 貸付設備費  
事業外固定資産の固定資産帳簿価額／固定資産合計額 営業外費用

2. 設定した基準

固定資産帳簿価額（リース資産及び資産除去債務相当資産を除く。）については、資産の主な用途を勘案して整理した額とする。

### 3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

固定資産帳簿価額（リース資産及び資産除去債務相当資産を除く。）の、水力発電設備、火力発電設備、原子力発電設備、新エネルギー等発電等設備、業務設備、休止設備、貸付設備及び事業外固定資産への整理にあたり、財務会計上の整理と発生の主な原因が異なる資産について、資産の主な用途を勘案したより適切な整理を行なうため、上記の基準を設定することとした。

## 1. 別表第1（事業者に係る部門別収支配分基準） 5.（2）②に規定する基準

5. 2. により各欄に整理された額のうち、3. 及び4. に掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。

（2）一般管理費（（1）により整理されたものを含む。以下この（2）において同じ。）を、次の方法により、水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電等費及び販売費（以下「5部門」という。）に配分することにより整理すること。

② ①の整理により難い費用を、別表第3に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに整理すること。

別表第3

|                | 一般管理費                |      |
|----------------|----------------------|------|
|                | 活動帰属基準               | 配賦基準 |
| 建設分担関連費振替額（貸方） | 直課された各部門設備別<br>帳簿原価比 | —    |

## 2. 設定した基準

別表第1 5.（2）②に規定する一般管理費の5部門への配分については、別表第1 5.（2）②に規定する基準によらず、次の基準により5部門の費用として整理する。

|                | 一般管理費                  |      |
|----------------|------------------------|------|
|                | 活動帰属基準                 | 配賦基準 |
| 建設分担関連費振替額（貸方） | 直課された各部門設備別<br>償却帳簿原価比 | —    |

## 3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

建設分担関連費振替額（貸方）は、自社が建設工事に関して支出する一般管理部門の経費として負担したものであることから、当該費用の発生により関連が見られる「直課された各部門設備別償却帳簿原価比」を設定することとした。

1. 別表第1（事業者に係る部門別収支配分基準）5.（4）に規定する基準

（4）（1）から（3）までにより整理された水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費、原子力発電費、給電費用、販売需要家費用及び一般販売費用を合計したもの（以下この（4）、（5）及び（10）において「送配電非関連費用」という。）とに整理すること。

この際、他社購入電源費（特定抑制依頼に係る費用を含み、原子力廃止関連仮勘定償却費を除く。）、非化石証書購入費及び他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。）を、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費及び原子力発電費に、発電原動力の種別及び発生的主要原因を勘案して、配分することにより整理すること。

2. 設定した基準

非化石証書購入費及び非化石証書販売収益については、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費及び原子力発電費への配分を行わず、送配電非関連費用に直接整理する。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

2. に掲げるものについては、発電原動力の種別及び発生的主要原因を勘案して配分することが困難であることから、より適切な整理を行うため、上記の基準を設定した。

## 1. 別表第1（事業者に係る部門別収支配分基準）5.（5）に規定する基準

（5）（4）により整理された送配電非関連費用（販売需要家費用及び一般販売費用を除く。以下この（5）において同じ。）を、改正法附則第18条第1項若しくは第20条第1項による特定小売供給約款の認可、改正法附則第18条第3項の規定により同条第1項の認可を受けたとみなされる改正法第1条の規定による改正前の法第19条第1項若しくは第4項による旧供給約款の認可若しくは届出、又は旧法第19条第4項による特定小売供給約款の届出のうち当該事業年度末前の直近のもの（以下「直近の特定小売供給約款の認可等」という。）に当たり、小売料金算定規則第8条又は小売料金算定規則附則第2項の規定により廃止された一般電気事業供給約款料金算定規則（平成11年通商産業省令第105号。以下「旧小売料金算定規則」という。）第8条において使用された基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電非関連費用（以下この（5）及び（6）において「送配電非関連固定費用」という。）及び販売電力量によって変動する送配電非関連費用（以下この（5）及び（8）において「送配電非関連可変費用」という。）に配分することにより整理すること。ただし、これにより難いときは、小売料金算定規則第8条に規定された基準により整理すること。

この際、原子力廃止関連仮勘定償却費、他社購入電源費（原子力廃止関連仮勘定償却費に限る。）、他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益に限る。）、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益を、送配電非関連固定費用に配分することにより整理すること。

## 2. 設定した基準

### 送配電非関連固定費用または送配電非関連可変費用の配分基準

|                            | 配 分 基 準                                                               |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 給料手当<br>（環境対策費を除く。）        | 送配電非関連固定費用に整理する。                                                      |
| 給料手当振替額（貸方）<br>（環境対策費を除く。） | 送配電非関連固定費用に整理する。                                                      |
| 雑給<br>（環境対策費を除く。）          | 送配電非関連固定費用に整理する。                                                      |
| 消耗品費<br>（環境対策費を除く。）        | 水力発電費・火力発電費・新エネルギー等発電等費については、固定費用と可変費用の割合が一對一となるように整理する。原子力発電費及び非ネットワ |

|                                               |                                                         |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
|                                               | 一ク給電費用は、送配電非関連固定費用と送配電非関連可変費用の割合が一对一となるように整理する。         |
| 修繕費<br>(環境対策費を除く。)                            | 送配電非関連固定費用に整理する。                                        |
| 委託費<br>(環境対策費を除く。)                            | 送配電非関連固定費用に整理する。                                        |
| 養成費<br>(環境対策費を除く。)                            | 送配電非関連固定費用に整理する。                                        |
| 諸費<br>(環境対策費を除く。)                             | 送配電非関連固定費用に整理する。                                        |
| 非化石証書関連振替額                                    | 送配電非関連可変費用に整理する。                                        |
| 他社購入電源費<br>(特定抑制依頼に係る費用を含み、原子力廃止関連仮勘定償却費を除く。) | 電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費用、電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費用に整理する。 |
| 建設分担関連費振替額(貸方)<br>(環境対策費を除く。)                 | 送配電非関連固定費用に整理する。                                        |
| 附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)<br>(環境対策費を除く。)           | 送配電非関連固定費用に整理する。                                        |
| 他社販売電源料<br>(原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。)         | 電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費用、電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費用に整理する。 |
| 非化石証書販売収益                                     | 送配電非関連可変費用に整理する。                                        |
| 電気事業財務費用<br>(環境対策費を除く。)                       | 送配電非関連固定費用に整理する。                                        |
| 電気事業財務費用<br>(環境対策費に限る。)                       | 送配電非関連可変費用に整理する。                                        |

### 3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

送配電非関連費用について、別表1 5.(5)の規定により、送配電非関連固定費用又は送配電非関連可変費用に整理することとなっている営業費用等について、事業者設定基準により配分する必要がある。当該営業費用等項目の内容に応じて整理するため

(別紙)

の基準として明確にするため、上記基準を設定した。

# 1. 別表第1（事業者に係る部門別収支配分基準）5.（8）に規定する基準

（8）（5）により整理された送配電非関連可変費用を、（6）①4）の値により、非特定需要及び特定需要ごとに配分することにより整理すること。

## 2. 設定した基準

送配電非関連可変費用の配分において下表に定める費用については、下表に設定した割合により配分する。

| 対象となる費用                     | 設定した割合                                                              |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 送配電非関連可変費用に整理された水力発電費       | 非特定需要及び特定需要ごとの水力発電受電等量の合計のうちに非特定需要及び特定需要ごとの水力発電受電等量の占める割合           |
| 送配電非関連可変費用に整理された火力発電費       | 非特定需要及び特定需要ごとの火力発電受電等量の合計のうちに非特定需要及び特定需要ごとの火力発電受電等量の占める割合           |
| 送配電非関連可変費用に整理された原子力発電費      | 非特定需要及び特定需要ごとの原子力発電受電等量の合計のうちに非特定需要及び特定需要ごとの原子力発電受電等量の占める割合         |
| 送配電非関連可変費用に整理された新エネルギー等発電等費 | 非特定需要及び特定需要ごとの新エネルギー等発電受電等量の合計のうちに非特定需要及び特定需要ごとの新エネルギー等発電受電等量の占める割合 |

## 3. 事業者の実情に応じた割合により算定することが適当である理由

送配電非関連可変費用の配分について、各費用の発生要因を勘案し、水力発電受電等量、火力発電受電等量、原子力発電受電等量、新エネルギー等発電受電等量の合計による発電受電等量比ではなく、発電原動力の種別を勘案した配分基準を設定することとした。

1. 別表第1（事業者に係る部門別収支配分基準）7. に規定する基準

7. 法人税等（法人税、地方法人税、法人税割及び法人税等調整額に限る。）を、6. により各部門に整理された税引前当期純利益の合計額のうち各部門ごとの税引前当期純利益の占める割合により各部門に配分することにより整理すること。

2. 設定した基準

法人税等については、各部門に整理された税引前当期純利益又は税引前当期純損失の合計額のうち各部門ごとの税引前当期純利益又は税引前当期純損失の占める割合により各部門に配分するものとする。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

各部門に整理された税引前当期純利益又は税引前当期純損失の状況を踏まえた配分基準を設定することとした。